

## 協働のまちづくり市民会議会議録

会議名称	第12回山口市協働のまちづくり市民会議
開催日時	平成20年4月19日（土曜日）午後1時00分～午後5時20分
開催場所	山口総合支所3階 第10・11会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、藏本信江委員、曾田元子委員、中村保男委員、中山美穂子委員、西村美紀委員、原田章子委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、山根伊都子委員、山本貴広委員、山本豊委員、若崎啓一委員（15人）
欠席者	清水春治委員、井出崎小百合委員、加藤結花委員、河村律子委員、國吉正和委員、久保田美代委員、豊川智恵委員、原田雅代委員、益田徳子委員（9人）
事務局	江藤協働推進課長、山田主幹、豊田主任主事、高橋主事（4人）
議題等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あいさつ</li> <li>2 市民委員「市民会議への思い」発表</li> <li>3 前回会議の振り返り</li> <li>4 中間案の確認</li> <li>5 ブロック別地域フォーラムについて</li> <li>6 その他</li> </ol>
内容	<p>【1 あいさつ】</p> <p>&lt;事務局&gt;          最初のあいさつ          本日の配布資料の確認          会議録署名委員の指名</p> <p>&lt;社会長&gt;          みなさん、こんにちは。先週から引き続きお疲れ様です。本日は条例中間案を確認し、その後、来月下旬から開催予定の地域フォーラムの協議へ移りたいと思います。</p> <p>【2 市民委員「市民会議への思い」発表】</p> <p>&lt;社会長&gt;          それでは恒例の「市民会議への思い」のスピーチに入りたいと思います。今日は加藤委員と豊川委員はご欠席ということで、次回以降に機会をつくりたいと思います。それでは西村委員、よろしくお願いします。</p> <p>&lt;西村 美紀 委員&gt;</p>

私が市民会議に参加した理由は、私は今年で大学4年になるのですが、山口市のことが分かるようになってきた3年生の時に、この市民会議のことを知り、これに参加すればもっと山口市のことを知ることができるのではと思ったことと、また、大学生としての考えを条例の中に反映できればと思ったからでした。私は山口市よりもっと田舎の出身なので、今までNPOの活動やボランティアグループが地域に向けて行っている活動に余り触れる機会がなかったのですが、大学で初めてボランティアに参加し、地域の人のための活動の大切さや必要性を感じました。私が暮らしてきた田舎では、昔から地域に根付いていた自治会などの団体の活動の方が盛んで、それが大事だと思っていましたが、山口市に来てからは、NPOなどの活動もとても大事だと気付きました。今、条例について考える中で、自治会の活動もNPOなどの活動も大事であり、色々な団体が協力し合って地域のために活動できるような条例ができれば良いなと思っています。まだまだ勉強が足りませんが、フォーラムでは条例を知らない人にも条例について説明できるように勉強していきたいと思います。これからもよろしくお願いします。

<社会長>

ありがとうございました。これからフォーラムを向かって勉強するというのを聞いて、頼もしく思います。

### 【3 前回会議の振り返り】

<社会長>

前回は前文と条文、説明文について協議しました。前文については、前回協議された内容を踏まえて坂本副会長に再度取りまとめてもらいましたので、その案を協議したいと思います。個別の条文については、「推進委員会」と「市民」の定義について活発な議論がありましたので、それを踏まえてプロセス検討会議で修正案をつくりましたので、それをみなさんに示したいと思います。

### 【4 中間案の確認】

<社会長>

「(仮称)山口市まちづくり基本条例素案の中間案(案)」(資料2)をご覧ください。中間案では、条文の下にその趣旨、用語説明も含めた説明文、これまで市民会議で出た意見を書いています。前回の会議を受けて修正した箇所はアンダーライン、新しく加えた部分は網掛けで記載しています。まずは前文を確認し、その後に条文の修正箇所について確認したいと思います。それでは坂本副会長、前文の説明をお願いします。

<坂本副会長>

それでは、前回の会議を踏まえて修正案を作りましたのでご説明します。大きく変わ

ったのは、最初の段落です。前回の案は、山口市の個性について抽象度を高くしていたので、山口市でなくても当てはまるものでした。それは住んでいる人に自分の地区のことだと思ってもらえれば良いということで考えていましたが、それではこの条例としては寂しいということで、会長とも話し合い、山口市の個性が表れるように修正しました。

第1段落は3つの文で構成されていて、第1文目は主に自然について謳っています。他の自治体のまちづくりに関する条例も、大体これと同じように始まっています。

第2文目は人について謳っています。ここに書いてあることはみなさんご承知のことで、違和感はないと思います。大内文化など、日本全体で見ても非常に重要な地域として存在してきたということ、人材も多く輩出しているということを強調して、ここに住まれている方々の誇りをアピールしようということで書いています。

第3文目ですが、産業や文化に関して、県都として今後のことも含めて将来性がある市として、山口市の紹介を終えています。

以降は、前回と大きく変更はしておりません。将来性豊かな山口市をこれからも私たちが発展させていくことが使命であるから頑張っていかなければならないということが謳っており、より具体的な目指す方向として市民会議で出された意見を第2文目に謳っています。ここで修正を加えたのは、「涵養」という言葉を「育む」と、分かりやすくやわらかい表現に変えたところです。それから前回私が漏らしていた「生涯にわたって平等に学びあえるまち」という文章を付け加えました。

第3段落は、協働を強調するもので、修正箇所としては「行政」を「市」という言葉に変えています。その他の修正はありません。

最後の段落ですが、ここでは、以上の趣旨からこの条例を定めると宣言しています。前回の会議で、意気込みを入れてはどうかとの意見がありましたので、市民会議で出た「100年先、200年先へと繋がるまちづくりの礎となるよう」という文を意気込みとして入れています。それ以外は「行政」を「市」に変更したのみです。以上が前回の協議を踏まえた修正案ですので、ご意見等をいただければと思います。

<社会長>

何かご意見やご質問はございますか。

<A委員>

「涵養」を「育む」にわかりやすく変更したとのことですが、「繋がる」という表現も分かりにくいのではないのでしょうか。

<坂本副会長>

そうですね。平仮名に直しましょう。

<B委員>

「生涯にわたって平等に学びあえるまち」という表現をいれていただけたことで、学

園都市というような山口市の特徴を出せたと思います。

< C 委員 >

大変よくまとめられていると思います。ただ、第 3 段落の最後の行に、「～取り組む必要があるのです。」とありますが、ここをすぐ上の文章と表現を合わせて、「～必要があります。」とした方が良いのではないのでしょうか。

< 坂本副会長 >

ここは深い意図があって表現したものではないので、揃えるということであればその通りだと思います。ただ、「～必要があります。」という言葉が 2 回続くことになり、同じ語尾を何度も置くことはあまり良くないと思っていることと、くどいかもかもしれませんが 1 文目のことを 2 文目が説明しているということで、この表現にしました。しかし、確かに文体を統一した方が良いでしょうね。他の委員から反対意見がなければ直します。

《意見なし》

< 社会長 >

他のご意見ございますか。

< D 委員 >

第 1 段落で「波高煌めく」という言葉が、「波穏やかな」という言葉に変わっていますが、私は「煌めく」という表現の方が好きでした。それから第 1 段落の 2 行目の「堅実な精神性のよりどころとする」というところがよく分からないので、説明をお願いします。

< 社会長 >

ここは私が説明します。山口県民は非常に真面目で堅実な文化を持っています。これは一つの例ですが、バブル崩壊の時も、山口銀行は財政力豊かに経営していました。この性質をここに表現しています。それと「煌めく」の表現ですが、やはり瀬戸内は穏やかであることが特徴だと思います。日本海や太平洋の荒波に比べると波穏やかであることにより、産業が発展したという面もありますので、敢えて「穏やか」と表現しました。

< E 委員 >

「100 年先、200 年先」という表現ですが、少し期間が長いように思います。

< 社会長 >

ここはプロセス検討会議でも意見が出たのですが、思いを出そうということで提案しました。つまり、継続性や継承という思いがあるのですが、どうでしょうか。

<D委員>

これは私たちの班が提案した文ですね。今日この案で、この文が復活していたので嬉しく思っています。目先のことではなく、将来を見据えたものであってほしい、創造を膨らませてほしいという思いが入っています。多少大げさかもしれませんが、そういった心意気でやっていますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

<社会長>

世代を超えるということであれば、確実に100年は超えた方が良いと思います。

<坂本副会長>

ここは、目先のことだけ考えて作ったものではない、次の世代へ引き継がれるものという精神が表れていると思います。50か100か、100か200かというレベルの話ですが、趣旨としてはそういうことです。

<E委員>

よく分かりました。

<F委員>

ここは「1000年、2000年」でも、「末代まで」でも、「子々孫々」という表現でも、思いが入れば良いように思いますね。それと最初の段落の3行目と4行目ですが、「また、先人たちの築いた～」から始まり、「また多くの優れた」とつながっているので、「また」という言葉が続いているのが気になりました。2回目の「また」は要らないと思います。

<G委員>

「大内文化」は入っていませんが、とても整っていて良いと思いました。ただ、市民がつくった条例の割には若干語尾等が硬いと思います。「100年先、200年先～」という表現には、逆に市民らしさが出ていると思います。第1段落の「農林業～学術文化と交流の拠点」は硬い印象があるので、もう少しやわらかい文章になれば良いと思いました。

<社会長>

何か良い表現はありますか。

<坂本副会長>

「学術」は除けましょうか。

<A委員>

やはり山口は学園都市というイメージがありますから、「文化」というよりは「学術文化」の方が良いと思います。

<社会長>

そうですね。学術都市ということと、県央部であり交流の場ということで考えています。G委員、よろしいでしょうか。

<G委員>

やはり、「精神性をよりどころとする」というところもですが、少し硬いイメージがあります。意味は分かりますが、もう少し違う表現が良いと思います。私も適切な表現が浮かびませんが。ただ、みなさんが良いというのであれば、良いと思います。

<社会長>

3行目のところは「～業」と言わざるを得ないところがありますね。これは中間案で、フォーラムでの意見等によって今後修正もありますので、このままにしておきましょう。では、個別の条文の修正箇所の確認に入りましょう。まず第2条(2)です。

第2条(2) 市民 市内に居住する者並びに市内に通勤又は通学する者及び市内で公共的な活動を行う者又は団体をいう。

ここは、条文の下に解説がありますが、まず市内に居住する者がいて、「並びに」以下の「市内に通勤又は通学している者」と「市内で公共的な活動をしている者又は団体」を対等に扱った条文になっています。前回、市内に居住する者と、市内に通勤や通学している者などが同じように表現されていることについてご意見がありましたので、まず居住する人を大原則として最初に挙げています。それから、前回は第5項に「汗を流す」という表現がありましたが、生理的な表現で条文としては合わないということで、「共に取り組む」という表現に修正しています。「汗を流す」については【意見等】で思いを書いています。以上が修正点ですが、いかがでしょうか。

<A委員>

「市内で公共的な活動を行う者又は団体」とありますが、具体的にどういった人や団体を言うのでしょうか。条例ですから、架空でこういったケースがあるかもしれないとか、ごく一部のある者を指しているのであれば、納得できません。

<社会長>

拠点が市外にあり山口市で活動するNPO等の活動団体や企業の中のボランティア活動団体のようなものを考えていただければと思います。特にNPOは県知事の認可で、県内で活動できます。例えば周南市に拠点を置いたNPO団体が山口市に支部をおいて活動する場合に、この条例では市民とするということです。確かに識別が難しいですが、県をまたがって活動する団体がこれからもあると思います。そのときに、山口市民でないから条

例の対象でないとは言えないと思います。そのあたりで捉えていただければと思います。

< A委員 >

分かりにくいですね。それはあくまで仮定の話です。条例は、具体的な事例や要望があって、それに対応するためのものです。仮定で条例をつくれれば切りがありません。

< 社会長 >

どういう問題が起こっているかということは、私たちは考えていません。現代の市民の考え方を考えたときに、例えば、明らかに非営利で社会貢献活動を行っている企業についてはこの条例で市民として明記する必要があるという趣旨に立っているだけです。

< 渡辺副会長 >

第6条、第7条、第9条の「市民」は地域コミュニティ、市民活動団体や社会貢献事業を行っている事業者も含んだ「市民」になると思います。つまり、そこで社会課題を解決するための活動をしているので「市民」として解釈していると理解しています。

< A委員 >

先ほどの会長のお話であった、企業の中にそういった事業があるということは確かに事実であり、大事なことだと思いますが、一方で企業は営利を求めていることも事実です。企業であれば通勤に入ると思うので、改めて書く必要はないと思います。NPOも同じように通勤というように捉えることはできないのでしょうか。

< H委員 >

会長が言われたのは企業ではなく、NPO法人のことだと思います。私も個人的にNPO活動していますが、法人登録はしていません。ボランティアの集合団体です。そこでは県外から活動に参加している人もいます。逆に山口市に拠点は置いているが、東京や京都で学んでいる学生もいます。その方たちが山口市で活動する時に、この定義が生きてくると思います。通勤に置き換えるのは無理と思います。

< A委員 >

通勤と言ったのは一つの案として言っただけです。私は、どうしてごく一部の人のついて市民として条例で定めなければならないのか、また、それがなければ市民活動はできないのかが疑問です。やる気のある人は、例えこの文言がなくて市民ではなくても、活動すると思います。なぜ敢えて条例で謳わなければならないのか、ご説明ください。

< H委員 >

先ほどの私の活動団体の話はほんの一例です。活動内容は様々ですが、市外から山口市のまちづくりに来られる方はたくさんいます。

< G 委員 >

具体的にどんな活動があるのかとのことですので、私の活動の体験をお話します。私が文化ボランティアを始めたきっかけは山口情報芸術センターが出来たことにあります。山口情報芸術センターは、実は世界に向けてアート発信をしている、山口市が誇る文化施設です。そこで私は、東京のアーティストを招いて、カメラを通して山口らしさを伝える活動をしていました。そのメンバーには、山口情報芸術センターが素敵だとか、山口という京都に似た小さな素敵なまちがあるという理由で、大阪や広島、宇部などから来た人もいて、1年間楽しい思いをしました。その人たちと活動することで、住んでいると分からない山口の新しい発見もできました。このような発見は、とても大切だと思います。毎週土曜に活動していますが、美術館でものを見て楽しみ、また、市外でアート活動をしているところへ出向きます。そして文化、芸術を通して山口らしさを発見し、市民のみなさんに還元したり、一緒に見ていこうとする活動です。それは文化という視点でのまちづくりとして重要なことだと思います。NPOとは少し異なり、ボランティアの活動としてお話してもらいましたが、実際にそういった具体的な事例はあります。

< A 委員 >

例えば、他市へボランティア活動に行ったときに、条例にその市民と謳ってなければボランティアをする気になりませんか。そうではないと思います。

< 坂本副会長 >

これは山口市のスタンスとして、例え山口市に住んでいない方でも、山口市のまちづくりに貢献されている方にはどんどん来てほしいという開放性や貪欲なまちづくりに対する意欲を意味していると思います。定義されないと不満という話ではなく、山口市の姿勢を表していると思います。

< 渡辺副会長 >

A 委員がおっしゃるのは、「公共的な活動を行う者」の「者」がなければ良いのでしょうか。「団体」なら良いということですか。ですが、「者」が入らないと、第6条や第7条の条文の解釈に支障が出てきます。

< A 委員 >

私はそこが聞きたかったのです。どう支障が出てくるのでしょうか。

< 渡辺副会長 >

最初は「市民」と「市民等」に分けるという話もありましたが、それだと複雑で分かりにくいということで、市民活動団体や地域コミュニティも広く市民と解釈して定義しています。積極的に推進するように努めるとか、必要な環境の整備に努めるとか、情報



を共有するという事は、団体が組織として協力して欲しいという思いが入っていますので、「団体」という言葉は必要です。そして、その団体に関わっている人が例え市外に居住する人であっても、市民としようという思いだと解釈しています。

< I 委員 >

ここの「市民」は定義として書いています。市民でないと満足しないかどうかではなく、実際に市外からまちづくりに参加する人もいますので、そういう人も入っていますよと定義しているだけだと思います。実際にそういう人が存在する限り、この定義に入っていないければおかしいと思います。私はそう解釈していますが、違いますでしょうか。

< C 委員 >

その通りだと思います。

< 社会長 >

それで良いと思います。まず、市内に居住している人、それから山口市内に通勤、通学している人、市内で何かの団体活動やボランティア活動をしている人もこの条例の中では市民と考えるというものです。ですから、「市民」に入りたくないという人がいれば、それで良いと思います。この条例は、「市民」を広く捉えて解釈していますということです。まちづくりしてくれる人はどんどん関わってほしいという思いが定義の中に表れていると思いますが、よろしいでしょうか。

< A 委員 >

結構です。

< 社会長 >

では第4条に進みます。第4条第1項では、前回「参画する権利を有するものとする。」となっていたのを、語尾を短くして、「有する。」と修正しています。それから、前回「市の保有する情報」となっていたものを、「市の保有するまちづくりに関する情報」に修正しています。これは、第24条の情報の提供などにも関係して、整合性を持たせるためのものです。何かご意見ございますか。

《意見なし》

< 社会長 >

意見がないようですので、10分間の休憩に入りたいと思います。

～休憩～

< 辻会長 >

それでは再開します。続いて第 8 条に入ります。

第 8 条 市はまちづくりの担い手を発掘又は育成するための必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、まちづくりを支える人材を支援するための必要な施策を講ずるものとする。

3 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、中間支援機能の充実や強化など市民の主体性や自立性をはぐくむ体制の整備を積極的に推進するものとする。

ここはプロセス検討会議でも議論になったところですが、第 1 項は、まちづくりの担い手を育てるということ、第 2 項は、それを支援する施策を市が行うということを謳っています。そして第 3 項ですが、いわゆるコーディネーター役の必要性ということで、「中間支援機能の充実や強化」と表現しています。ここは 9 ページに記載していますが、中間支援機能が大切であるなどの意見が出たところですが、第 7 条の「環境づくり」にも関連していることなのですが、何かご意見ございますか。

< 渡辺副会長 >

「中間支援機能」についてはプロセス検討会議でも議論になり、整理しようということで持ち帰っています。私は『市民活動支援センター「さぼらんて」』の職員として、山口市から委託されて働いています。「さぼらんて」はこの条例でいうと第 16 条の「市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民活動団体に対して必要な支援をすることができる」にあたると思っていますが、「支援をすることができる」という表現は消極的だと思います。「さぼらんて」は県内でダントツの予算を投入してもらっているので、せめて「側面的な支援を行う」などしてもらえると良いと思います。「側面的な支援」とは、団体の立ち上げとか、活動展開のためのノウハウの提供等だと思います。そしてこれまで整理していなかったのですが、「中間支援の機能」とは、話をする場やお互いを理解する場をつくるコーディネートだと思います。これは市民会議でも、協働していくために必要なものとして意見が出ています。この「中間支援機能」には、具体的には対話を通じて相互の価値観を尊重しあえるような、また自ら意見し、小さな社会課題も解決できるような機能があると思います。ですから、この「協働によるまちづくりを推進するため」という文を、より具体的にイメージしやすいように、「相互の価値観を尊重し合えるように」とか「小さな社会課題も解決していくために」と書いても良いと思います。

それから、第 7 条第 2 項の「市は、協働を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする」というのは、当然市は実施しているので、条文として書くには当たり前過ぎるかなと思います。以前、「市民の視点やアイデアというのが、社会の課題を解決するためのアイデアになる。」という意見がありましたが、それを実際に推進していけるように、例えば「市民の視点を生かした自主的、創造的な協働を推進するため」などの言葉を入れると、具体的でわかりやすく、動く条例になるのかなと思います。

プロセス検討会議が終ってから、支援について「中間支援」と「側面的支援」を分けて考えた時に、役割が微妙に違うと思ったので、それが整理したかたちで盛り込めたら良いと思います。第 16 条に市民活動団体への支援という条文があります。ここは、立ち上げの際の運営ノウハウの提供などの「側面的支援」のことであり、「中間支援機能」とは、市民活動団体同士や企業が相互の価値観を尊重し合いながらつないでいくことや私たちが気づいていないような小さな課題を取り上げて解決しようとしている団体を見て、大きな課題解決へつなげるような、広い視点で見るという機能になると思います。

#### < I 委員 >

私は、中間支援機能とは「さぼらんて」のような機能であり、団体と市をつなぐ機能だと捉えています。その充実や強化というのは、「さぼらんて」だけでは対応できない場合に同様の拠点を増やすとか、また「さぼらんて」に限らず、団体と市をつなぐコーディネーター役というのは活動の内容ごとに既に存在しているかもしれないので、その人に個別にアドバイスをしていってもらうなどのイメージで考えていました。

#### < D 委員 >

私は、市民活動を推進していくのは「さぼらんて」だと思っていますが、協働を推進するのはまた別のところであり、協働を推進する人や場所がまた別に必要だと考えます。それは市役所かもしれないし、市が専門のコーディネーターを設置するのもかもしれませんが、これは職員など責任を持ってする人がいないと協働は進んでいかないと思います。

#### < 社会長 >

最初は「中間支援機能」とは、行政と団体の中間に位置するもので、半分公共的なものを持ちながら、でも行政ではないという認識で議論していたと思います。しかし今はコーディネート機能の議論が中心になっています。コーディネートとはたくさんものを結びつける役、中間とは真ん中を意味します。もともとは行政と個々の市民の真ん中に位置するという使われ方をしていたのですが、それがいつの間にか多義的に使われています。社会学では「中間」というと、国家と個人の間位置する概念で使われています。これは山口市が設置する条例になるわけですから、条文として「中間支援機能」をコーディネートという意味で使うのか、行政と市民との中間という意味で使うのか。市民にわかりづらいのなら外した方が良いでしょう。

#### < F 委員 >

この機能を果たす組織的なことは第 16 条の意見等に「中間支援組織」は、産業、市民、学校、官の 4 つの主体をつなげ、支援するための組織を考えています。この中でも、「中間支援機能の充実が必要。」とありますが、「さぼらんて」の機能が「中間支援機能」として全て網羅できるでしょうか。市民に分かりやすいように、もっと「中間支援機能」について議論を深めるべきだと思います。例えば社会福祉協議会も、行政の組織と思っ

ている人が多いのですが、人件費は行政から出ますが、事業は市民からの会費や寄付などで行っています。ですから、考え方によっては社会福祉協議会も中間支援機能を持つ福祉専門の組織と言えると思います。ただ、市民活動団体となると分野が広がり、専門的なところまでコーディネートできるかは難しいと思います。必要性や思いは分かりませんが、「中間支援機能」は色々解釈できるので、条例に安易に入れられないと思います。

<社会長>

そうですね。コーディネート役だけなら良いのですが、社会福祉協議会などの公益法人でなく、NPOがする中間支援機能となると機能が少し不明確になりますね。

< F 委員 >

事務局側の中間支援機能についての解釈を教えてください。

<事務局>

条文からの解釈では、コーディネート役と捉えてきました。前々回の議論と少し変わってきたところはあったのですが、この条文をまとめる中で、第7条と第8条の関係について、第7条ではハード、ソフトの両面を含めた環境づくり、そしてその第7条から人づくりに特化した第8条がつくられ、第8条第3項を人材というイメージで捉えていましたので、今の議論の内容とは少し食い違っていたと思います。

< F 委員 >

第8条第3項には「市民と市」と両方ありますね。極端な話、行政の職員にも中間支援機能のノウハウが必要だということになりませんか。

<事務局>

そうですね。どちらにもあるということで、市民のみなさんと行政が一緒になって考えていくという条文であると解釈しています。

< F 委員 >

この条文が個人や団体のお互いにこういった機能が必要だという認識を持たせるためのものなのか、実際にヒト・モノ・カネを動かすためのものなのか、これだけでは分かりづらいと思います。

<渡辺副会長>

第8条の意見等で「中間支援機能がなければ、人づくりができない」とありますが、これは中間支援機能とは具体的にどういったことをイメージされていたのでしょうか。

< G 委員 >

最初は施設の話だったと思います。2月頃のグループ討議で「中間支援組織」という言葉を出しましたが、これは産業、市民、学校、官をつなげていくもので、「さぼらんて」をよりバージョンアップしたものをイメージしていました。しかしそれを条文には謳えないので、思いとして中に取り込んだと思います。

< 渡辺副会長 >

私は安易に「中間支援機能」が「さぼらんて」だと思われることが怖いのです。独自のNPO法人としてそういった役割を考えないこともありませんが、限界があります。

< 社会長 >

「さぼらんて」は中間支援施設ではないでしょうか。行政と市民の間にある組織ですから、中間支援機能を持っていると思います。

< 渡辺副会長 >

機能としては、そういった機能はありません。確かに事業として2年前まで「パートナーシップ」を行っていましたが、現在は行っていません。

< 社会長 >

しかし実際に市民の相談に乗っているでしょう。中間支援機能について、コーディネーター機能のイメージが強すぎると思います。中間支援とは、個人と行政の中間にあって、代弁者になったりするものなので、「さぼらんて」はその機能を持っていると思います。

< 渡辺副会長 >

それは後からついてきている機能です。行政が設置していることで、市民は自分たちの活動が認められているという思いになり、市民活動団体は公共性を持っていて、課題解決に頑張るべきだという自覚になります。直接結び付けていく機能はありません。

< 社会長 >

あると思います。だから存在しているのだと思います。委託の個別事業の中にあるかどうかでなく、「さぼらんて」は組織であって、市民にとっては市との間の色々な役割を担っているから「中間支援組織」ということです。

< I 委員 >

私も「さぼらんて」はそういう機能を持っていると思っていたので、少し驚いています。NPOの仕組みづくりや助成金をもらうためのアドバイスはまさに中間支援機能だと思っています。例え本来業務でなくても、実際にそういうことをされていて、またそういった機能が必要なのは確かなので、もしその機能を「さぼらんて」が持つとしても、市全体を把握することは難しいのであれば、その機能の充実や強化は絶対必要だと思います。

ただ条文として置くかについては、第8条の人材ということで統一するのなら、コーディネーター役など分かりやすい言葉に置き換えないとおかしいし、第7条の環境づくりに関連させるならもう少し言葉を考える必要があると思います。

<坂本副会長>

賛成です。第7条と第8条は入れ替わりなど、編成があった箇所です。現時点では、第7条はハードとソフトの両面を含むもので、その中でも人づくりは大切であるということで第8条に特出ししています。人づくりの観点で言うと、第8条第3項は色々な要素が入っていてすっきりしません。例えば資料3の「協働の推進」にある人づくりを見ると、「③市民と市は、市民の主体性や自立性を育む体制を整備する」とすっきりしています。ここに中間支援機能の話を入れるのはそぐわないので、入れるなら第7条だと思えますが、第7条第1項に既書いてありますから、敢えて特出しにする必要はないと思います。それから第16条に中間支援組織の話が出ていますが、大きな柱立てである、「1 協働の推進」、「2 地域コミュニティ」、「3 市民活動団体」の中で考えると、中間支援機能は「3 市民活動団体」に集約しても良いと思います。ここで精査するのは難しいですが、中間支援機能についてはある程度限定して考えたほうがすっきりすると思います。

<社会長>

コーディネーター役という機能と中間支援機能が一緒になってしまって、分かりにくくなっているようですね。市民の主体性や自立性というのは市民の権利に既にあるわけですから、第3項は削除して第7条でカバーするのはどうでしょうか。

<渡辺副会長>

コーディネートするのは、団体支援のためです。団体に助成金についてのアドバイスをしたり、他の団体を紹介したりしています。一方、私は中間支援とは、行政と市民活動団体が課題を解決しようと一緒に考えていく時に、お互いの違う価値観の間に入って通訳する機能だと思っています。「さぼらんて」にその機能はないということです。

<B委員>

結局どこが責任を持って、その中間支援をするのでしょうか。「山口市協働のまちづくり推進委員会」か、それとも協働推進課でしょうか。

<事務局>

少しよろしいでしょうか。現段階で、ここが大事なことだという共通認識はされていますが、この条文や表現について、みなさん思いが違って共有できていないと思います。ただ中間案について、本日の会議でみなさんに最終的な確認をとっていただきたいと思いますので、これは一つの案ですが、ここを後で協議するという方法もあります。つまり、ここの部分は市民の方の意見が出たときに一緒に考えるなどの方法で、その結

果を最終案に盛り込んでも良いと思います。

<社会長>

そうですね。ここはこれまでこだわってきた部分ですが、この部分がないと人づくりができないということでもないので、中間案には出さずにおきましょう。そして後で、この中間支援を施設で捉えていくのか、コーディネーターをする人を育てるというかたちで捉えるのか、検討しましょう。いかがでしょうか。

<C委員>

私は施設として捉えたほうが良いと思います。今、公民館が地域交流センターになるという話も出ていますので、その動きが出てから議論した方が良いと思います。

<社会長>

では、今回は第3項を削り、後で議論することにしましょう。次に第9条に入ります。

(情報の共有)

第9条 市民と市は、協働を推進するため、相互にまちづくりに関する情報を提供することにより、当該情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。

ここは個人情報保護という名の下に、町内会の方の情報が得られないという問題があることから出ている条文で、町内会などの活動がしやすいように情報の共有に努めることを謳っています。また、前回の「個人情報の保護」を分かりやすい表現に変えて「市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない」と具体的に変えて、語尾を「～しなければならない」と、義務的な表現にしています。いかがでしょうか。

《意見なし》

<社会長>

では次に進みます。

(地域コミュニティ活動への支援)

第13条 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をすることができる。

ここは、「情報の提供」に「まちづくりに関する」という文言を加え、具体的、積極的

に明記しています。ここはいかがでしょうか。

《意見なし》

<次会長>

では第 25 条へ進みます。

(山口市協働のまちづくり推進委員会)

第 25 条 市長は、この条例を見守り育て、実効性を高めるため、山口市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

この委員会の名称と役割について前回かなり議論しました。最終的に名称は協働のまちづくり市民会議の名称をとって「山口市協働のまちづくり推進委員会」としています。「まちづくり審議会」という審議会がありますので、それとは区別するために「委員会」としていますが、実質的に審議会に該当するものです。よろしいでしょうか。

《意見なし》

<社会長>

では、第 26 条に入ります。

(所掌事務)

第 26 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査、審議するものとする。

- (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。
- (2) 市民参画推進の施策に関すること。
- (3) 地域コミュニティ活動、市民活動の促進に係る施策に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

ここは、第 2 項 3 号「地域コミュニティ」の表現を合わせて「地域コミュニティ活動」としています。それから、各号に句点を打っています。何かご意見ございますか。

《意見なし》



< 社会長 >

それでは修正点の最後になりますが、第 27 条に入ります。

(組織)

第 27 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 地域コミュニティ関係者

(3) 市民活動団体関係者

(4) 事業者

(5) 教育機関

(6) 学識経験者

(7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

ここは、前回の第 2 項 7 号の「前 5 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者」という表現を「その他市長が必要と認める者」に変えています。それから、第 2 項 5 号に「教育機関」を追加しています。前回の議論では事業者と教育機関の関係について議論し、追加するかしないかという話になりました。ここは提案として出しています。ご意見ありますでしょうか。

< I 委員 >

教育機関を追加することに異論はないのですが、他は「～者」となっているので、合わせたほうが良いと思います。

< 社会長 >

ここに期待されているのは、教育機関の代表者や関係者になるのでしょうか、「教育機関関係者」にしましょうか。何かご意見ありますか。

《 異論なし 》

< 社会長 >

以上が、前回の会議及びプロセス検討会議で議論した結果の修正箇所です。全体を通してお気づきのことなどございますか。

< A委員 >

条例の表題ですが、「(仮称)～素案～中間案(案)」とあって、少し違和感があります。

< 事務局 >

ここは、今日みなさんにご協議いただいた段階で最後の「(案)」はとれます。

< 社会長 >

私たちはどこまでまとめていくのでしょうか。

< 事務局 >

最終的にはみなさんから市長へご提言いただくことになります。その後、執行部から議会に条例案として上程します。

< 社会長 >

分かりました。フォーラムを行う時点では最後の「(案)」はなくなっているということですね。他に何かございますか。

< 渡辺副会長 >

前文には委員の思いが盛り込まれていますが、条文は割と淡々と書かれていて、切迫した社会問題などが出ていないと思います。なので、例えば第6条の協働の推進で、「市民と市は」の後に「公共的な課題を解決していくために」や「地域の社会的な問題解決能力向上のために」と付け加えるとか、「補完し合いながら」の後に、「大きな力になることを目指して」などを付け加えるのはどうでしょうか。議論の中では「1+1=2 以上になる」という話も出ましたので、その思いが反映できると思います。課題を解決していくという表現を入れたほうが良いと思います。

< 社会長 >

いかがでしょうか。

< A委員 >

大賛成です。私は最初から、市長が困っている問題を解決するために条例を作っているつもりです。細かい文言や架空の話ではなく、現に起こっている問題を解決するための条例だと思います。

< 社会長 >

そうですね。ただ、各条文を見ると第2条に「住み良い豊かな地域社会をつくるため」とか、第4条に「安心、安全な生活環境を目指して」など謳っています。あとは、この

他に色々な形容詞をつけるのが良いかだと思います。そこは会長・副会長の一任ということでもよろしいでしょうか。

《異論なし》

<渡辺副会長>

もう一つ、第7条2号で、「市は、」のあとに「市民の視点を生かした自主的、創造的な」という文言を入れるのはどうでしょうか。また、自由なアイデアを受け入れるという思いを入れる意味で「協働を推進するため、」のあとに「市民の参加（参画）を受け入れながら」と追加するのはどうでしょうか。

<坂本副会長>

私は、この条文で一体何が言いたいのかということ、できるだけシンプルに伝えることが大事だと思います。今のお話になったポイントというのは、第7条第2項以外にも言えることなので、それでは全ての条文に対して追加するということになります。

<渡辺副会長>

難しければ解説にでも、「市民の意見を聞きながら」と加えてほしいと思います。

<社会長>

個々の条文を見ると足りないように思われるかもしれませんが、全体を見ると思いも反映されていると思います。説明文に加えることはできると思います。

< I 委員 >

いま渡辺副会長が言われた意見は、第19条のパブリック・コメントとはまた別のものでしょうか。そこに「市民の意見等を求める」とありますが。

<渡辺副会長>

それとは少し違いますね。協働を推進するためのものなので、アイデアを募集したり、プレゼン会を開催したり、そういうものも施策として入れて欲しいということです。

<社会長>

では、このことに関してはプロセス検討会議で詰めさせていただければと思います。他にご意見ございますか。

《意見なし》

<社会長>

では休憩に入ります。

～休憩～

#### 【5 ブロック別地域フォーラムについて】

<社会長>

それでは再開します。条文の修正箇所の確認が終了しましたので、ブロック別地域フォーラムについての協議に入りたいと思います。お手元の資料4をご覧ください。通常フォーラムは行政側が企画し、説明しますが、課題の解決に向けて作成した条例素案の中間案を委員自らが市民に説明するというかたちで行います。これまで議論を重ねてきましたが、まだ見落としているものがあるかもしれません。ですから、このフォーラムの目的は、まず最終案作成に向けて多くの意見を集約することと協働の現場を体験してもらい、基本条例や協働のまちづくりに関心を持ってもらうことにあります。

体制についてですが、フォーラム準備班を作り、シナリオや説明内容等の検討をしたいと思います。また、開催場所ごとに、班を作りたいと思います。開催場所は3箇所、北部会場は徳地山村開発センター、中央部は湯田公民館、南部は名田島公民館での開催を、開催時間は1時間半～2時間程度を予定しています。内容については、最初の30分～40分程度でこれまでの経緯やスケジュール、中間案の趣旨や概略、条文の説明をします。そして60分～90分程度、意見交換や質疑の時間にする案を考えています。

準備するものとして、チラシ、プログラム、シナリオ、パソコン、プロジェクター、スクリーン、想定問答、アンケートなどを考えています。説明でパワーポイントを使うか、紙媒体にするかはまたみなさんと協議したいと思います。

最後に周知方法として、市報、ホームページ、チラシ、かわら版、ケーブルテレビ、報道資料などの方法をとりたいと考えています。

まず、3会場での開催でよろしいかどうか確認を取らせていただきたいと思います。市域が広いので、もっと多くの会場での開催という意見もありましたが、日程等を考えてこれ以上は難しいと思いますので、3会場で提案しています。いかがでしょうか。

《意見なし》

<社会長>

では、3会場に進めさせていただきます。このフォーラムでは、各委員がどこか一つの開催場所に参加するようにしたいと思いますので、各地区を担当する班の構成を考える必要があります。事務局、説明をお願いします。

<事務局>

では、各班のメンバーを張り出させていただきます。これは、各委員から事前にいた

だいた日程調整の結果と、会場の関係から作成しています。各班に会長か副会長が1名ずつ配置され、人数は各班7名～8名で構成しています。ご都合の悪い日などありますでしょうか。また徳地会場について、交通手段がなければご相談いただければと思います。

<社会長>

事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

《意見なし》

<社会長>

では、この班で各地区のフォーラムを行いましょう。

<H委員>

全体でどのくらいかかるのでしょうか。終日かかるのでしょうか。

<社会長>

移動や準備等もありますので、前後数時間かかるかもしれませんね。現時点では、終日かかることはないと思います。

<渡辺副会長>

プログラムにも書いていますが、前回のアンケートを見ても、みなさんフォーラムに不安を感じているようです。しかし、完璧にすることは求めていません。中央集権から地方分権へ移り、地方に責任がおりてくると、市民一人ひとりの責任も大きくなるということですし、市民意識を変えなければならないことを理解してもらうのは大変難しいと思います。しかし、住民自治を進めるために、これから私たちがこういった考えを広めていくことが色々な場面に出てくると思うので、それを経験するのも必要だと思います。できるだけみなさんの不安を取り除くようにしたいと思しますので、具体的な進め方などは各班の班長等を決めた後に、フォーラムの流れ等を検討したいと思います。

<社会長>

では、各班に分かれて班長やフォーラム準備班のメンバーを決めましょう。

～各班で調整～

<社会長>

フォーラムにあたってチラシやプログラム、シナリオ、アンケートなどを準備しなければなりません。またフォーラムの内容は各地区で同じにする必要があるので、準備は

各班から準備班のメンバーを募り、全体で行いたいと思います。説明はパワーポイントで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<渡辺副会長>

全てを2時間で伝えるのは難しいという意見も出ましたので、来られる方を想定するなど、もう少し検討しないと、この場で決めるのは難しいと思います。

<社会長>

フォーラムに来られる方は、どの程度、この条例案について知っているのでしょうか。

<事務局>

5月1日からパブリック・コメントを実施しますので、その時点ではホームページや市政情報コーナーで公開しています。記者発表のときにも記者に中間案をお渡しします。

<社会長>

ということは、今回の条例案で山口市がどんな風になるかということを中心に説明しても良いですね。経緯や趣旨などを説明すると、全てを説明しきれませんね。

<渡辺副会長>

フォーラム実施前に第13回の市民会議をし、準備班で話し合った結果やパワーポイントを基に方法等を協議しますので、その際少しの修正はできると思います。

<G委員>

全ての開催場所で基本的な説明は同じでも、地域性や独自性を持たせたほうが良いのではないのでしょうか。その地域で起こっている問題等を想定して、「この問題についてはこの条文で対応できる」などと説明を加えるなどの方法があると思います。

<E委員>

私もそう思います。福祉のことなど、具体的な質問が出たときにも対応できるようにしたほうが良いと思います。

<坂本副会長>

事務局に質問ですが、広報の方法はどういったものを想定されていますか。

<事務局>

市報の5月15日号に掲載する他に、ホームページとケーブルテレビでの広報を予定しています。その他に記者発表の際に日程等もお話していただくと良いと思います。あと、チラシを準備していただいて、様々な施設に設置したり、かわら版にも掲載するな

どの方法もあると考えています。

<坂本副会長>

町内会や自治会への広報は考えていらっしゃるということでしょうか。

<事務局>

チラシのようなものができれば自治会に配付することはできると思いますので、そのあたりのことも検討していただければと思います。

<辻会長>

ケーブルテレビで「90check」という番組がありますので、そこで宣伝しましょうか。

<H委員>

色々な媒体で宣伝するという意味では良いと思います。またチラシも必要だと思います。簡単にできますし、効果も高いと思います。

<渡辺副会長>

チラシの中身については、また準備班で検討しましょう。

<C委員>

インターネットやケーブルテレビが見れる環境にあっても、見ないと意味がないですからね。チラシは良いと思います。全てを理解してもらわなくても、そういった条例がある、動きがあるということだけでも知ってもらえれば、その次の段階へ進められるわけですから、来てもらえるように周知するということが一番大切ですね。

<辻会長>

では、具体的な方法等は、準備班で検討していきたいと思います。その他、事務局から説明がありますか。

## 【6 その他】

<事務局>

5月24日に最初のフォーラムがありますので、その前に第13回の市民会議を開催し、フォーラムのシミュレーションをされると良いと思います。日程については後日調整させていただきたいと思います。

それから市自治会連合会との意見交換会ですが、現段階では5月30日の午後から行う予定で調整しています。詳細が決まりましたらお伝えしますが、そちらの意見交換会にも出席していただける委員の方がいらっしゃいましたら事務局までご連絡ください。

	<p>フォーラム準備班の方は、日程等を調整したいので、この会議の後にお集まりいただければと思います。以上です。</p> <p>&lt;辻会長&gt;  それでは、以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">署名委員      西村 美紀</p> <p style="text-align: center;">署名委員      山本 豊</p>
<p>会議資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 レジюме</li> <li>2 第1 2回プログラム (資料1)</li> <li>3 (仮称) 山口市まちづくり基本条例素案の中間案 (案) (資料2)</li> <li>4 (仮称) 山口市まちづくり基本条例素案 (中間案) 構成図 (資料3)</li> <li>5 ブロック別地域フォーラムについて (案) (資料4)</li> <li>6 アンケート</li> </ol>
<p>問い合わせ先</p>	<p>自治振興部協働推進課協働推進担当  TEL 083-934-2965</p>